案

資料３－２

さいたま市手話言語条例（素案）の策定過程

検討組織

さいたま市議会に手話言語条例検討プロジェクトチームを設置し、「さいたま市手話言語条例（素案）」を策定しました。

手話言語条例検討プロジェクトチームは、「手話は言語である」という認識に基づき、本市における更なる手話への理解及び手話の普及に関する施策等の後押しとなるよう、理念的な条例の制定について検討を進めるため、さいたま市議会政策条例検討プロジェクトチーム要綱に基づき設置した組織です。なお、本プロジェクトチームは委員１２名で構成しています。【委員名簿参照】

協議経過

令和６年１０月から令和７年３月までの間に、計６回の会議を開催し、「さいたま市手話言語条例（素案）」の策定に向けた検討・協議を行いました。

第１回（令和６年１０月）	◎会議の運営に係る事項及びスケジュールを協議
第２回（令和６年１１月）	◎手話言語に関する他自治体の条例を研究 ◎手話に関する取組の現状・課題について市長部局から意見聴取
第３回（令和６年１２月） ～ 第６回（令和７年３月）	◎条文（案）を検討・協議 ■目的　■基本理念 ■市の責務並びに市民等及び事業者の役割 ■施策の推進方針　等
意見聴取（関係団体）	◎関係団体から意見聴取（第４回会議） ■さいたま市聴覚障害者協会の代表者 ■さいたま市手話通訳問題研究会の代表者